

審第1620号－1
答申第651号
令和8年6月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年3月29日付け医第3180号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1184号

令和5年2月23日付けで審査請求人から提起された、令和5年2月21日付け医第2757号－2で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年2月8日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「医療法人〇〇〇〇の理事長 〇〇〇〇の役員就任承諾書」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和5年2月21日付け医第2757号―2で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和5年2月23日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

誤って破棄したことで再提出を求め提出された書類は存在する。捜していないだけである。

3 反論書の要旨

前理事長死亡により現理事長となったが、当時医療法人〇〇〇〇は経営難で前理事長の実娘（現理事長の実姉）が常務理事となり一人で経営改善していた。（現在、国指定難病で理事退任となっているが）、前理事長死亡で現理事長と常務理事の役員

就任承諾書は元々存在していなかった。

存在しないものを期間渡過で廃棄はない。「取得していない」の理由でないから取消しが必要である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由について

本件請求に係る行政文書は保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していないため。

3 弁明の内容について

誤って破棄したことに伴い、再提出を求めた事実は確認されない。

また、本件審査請求を受け、改めて「医療法人〇〇〇〇の理事長 〇〇〇〇の役員就任承諾書」を探索したが、役員就任承諾書が添付される役員変更届については平成8年度作成の簿冊が保存している最も古い簿冊であり、平成8年度以降の役員変更届が保存されている簿冊を確認したが、医療法人〇〇〇〇の理事長に就任している〇〇〇〇氏の役員就任承諾書はなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

実施機関は本件請求に対し、請求に係る行政文書は保存期間が経過し廃棄済みであることから保有していないとして、本件決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、「誤って破棄したことで再提出を求め提出された書類は存在する。捜していないだけである。」と主張するが、反論書においては「現理事長と常務理事の役員就任承諾書は元々存在していなかった。存在しないものを期間渡過で廃棄はない。「取得していない」の理由でないから取消しが必要である。」と、文書が元々不存在であるから本件決定の理由に瑕疵がある旨主張している。

一方、実施機関は、誤って破棄したことに伴い、再提出を求めた事実は確認されないこと、また、役員就任承諾書が添付される役員変更届の簿冊は平成8年度以降のものが現存するが、再探索しても医療法人〇〇〇〇の理事長に就任している〇〇〇

○氏の役員就任承諾書はなかったと主張している。

当審査会において、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、○○○○氏が医療法人○○○○の理事長に就任したのは平成２年度から平成４年度までの間のことであった。この頃に役員就任承諾書が提出されていた可能性はあるものの、開示請求時点において廃棄されていても不自然とは言えず、実施機関が本件審査請求を受けて再探索したものの○○○○氏の役員就任承諾書が存在しなかったことからすれば、本件請求に係る行政文書は保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

２ 結論

実施機関の本件決定は妥当である。

第６ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 ５年 ３月 ２ ９ 日	諮問書の受付
令和 ５年 ５月 ９ 日	反論書の写しの受付
令和 ８年 ４月 ２ ７ 日	審議
令和 ８年 ５月 ２ ７ 日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第１部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)